

## 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

### 本章における対策の基本的考え方

#### ○ 物流・備蓄・輸送対策における基本的考え方

災害により市場流通機能が被害を受けた場合でも、被災者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品の確保とともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給することが必要である。

そのために、物資の備蓄及び調達、備蓄スペース・広域輸送基地の整備、車両等輸送手段の確保及び円滑な搬送の実施について、都をはじめ関係機関との役割分担体制のもとで万全を期すものとする。

本章では、食料・水・生活必需品の備蓄と供給、それらの輸送体制についての取組について示す。

#### ○ 現在の対策の状況

市では、災害時に避難所となる学校の備蓄コンテナや市内の防災備蓄倉庫に、アルファ米やクラッカーといった食料を3日分備蓄している。

水は、飲料用として市と東京都水道局との連携による応急給水体制が確保されているほか、ペットボトル水の備蓄や震災用流水式タンクの整備、ろ水機の備蓄等を行っている。

また、東京慈恵会医科大学附属第三病院が飲料用として使っている井戸の使用に関する協定を結んでいる。

なお、平成26年3月に防災センター（文化会館たづくり）に地下水ろ過システムを設置し、給水体制の強化を図った。

生活用水の確保としては、避難所となる小・中学校28箇所及び大町スポーツ施設に浅井戸が設置されている。生活必需品は、毛布や肌着類等の一般的な物資のほか、要配慮者向けの備蓄品の整備にも努めている。

市の輸送拠点として大町スポーツ施設を想定しているほか、輸送車両等の確保については、関係事業者と協定を締結し、確保を図っている。

#### ○ 首都直下地震等による東京の被害想定を踏まえた課題

首都直下地震等による東京の被害想定に基づいた備蓄物資の確保が必要であるとともに、高齢者や食事制限者、女性、子どもなど、多様なニーズへの対応が求められる。また、より充実した生活必需品等の確保のため、事業者との協定等による調達体制を構築していく必要がある。

飲料水は、都や関係機関と連携し、水道施設の一刻も早い復旧と応急給水体制の確保が必要である。

また、備蓄物資の保管スペースが不足しており、備蓄コンテナ及び倉庫の増設等を検討するほか、災害時に物資輸送を的確に行える体制の強化、輸送拠点での運営体制を確立していく必要がある。

#### ○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 食料・水・生活必需品等の確保  
→ <到達目標> 新被害想定に基づいた備蓄物資の確保、飲料水は概ね半径2キロの範囲で給水可能な体制を構築、要配慮者等個別ニーズへの対応など
- ・ 備蓄スペースの確保及び輸送拠点の整備  
→ <到達目標> 備蓄コンテナの増設、新たな倉庫等備蓄スペース確保、大型拠点倉庫（地域内輸送拠点）の整備
- ・ 輸送体制の整備  
→ <到達目標> 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり。

## 第9章 物流・備蓄

### 第1節 現在の到達状

- 備蓄物資として食料3日分は確保，飲料水の確保は1日分未滿，ろ水機を全小・中学校に配置
- 生活用水用の浅井戸を避難所29箇所に整備済
- 調布市米穀商組合・マインズ農業協同組合・東京多摩青果株式会社と災害協定締結済
- 避難所29箇所に備蓄コンテナ等を設置，12箇所に防災備蓄倉庫を設置
- 地域内輸送拠点として大町スポーツ施設・小島町防災倉庫を想定
- 輸送車両等の確保は，トラック協会と協定締結済
- 物資輸送は，都災害対策本部との連絡手段を確保しつつ，市内の対応を行うこととしている。

### 第2節 課題

- 都の新被害想定に基づいた
- 高齢者や食事制限者，女性対応した食料，生活必需品
- 水道施設の早急な復旧，応
- 資器材取扱事業者との災害
- 備蓄及び支援物資の保管場保，地域内輸送拠点の確保の施設活用体制の整備が必
- 物資管理・輸送体制の構築理運営，燃料確保等の対策

### 第4節 到達目標

- 3日分の備蓄の確保と調達体制の構築
- 備蓄コンテナ，防災備蓄倉庫，地域内輸送拠点等の確保

### 第5節 具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

地震直後の行動

物流・備蓄・輸送対策の推進

食料・水・生活必需品等の確保

備蓄スペースの確保及び輸送拠点の整備

輸送車両等の確保

燃料の確保

食料・水・生

物資の調達要

義援物資の取

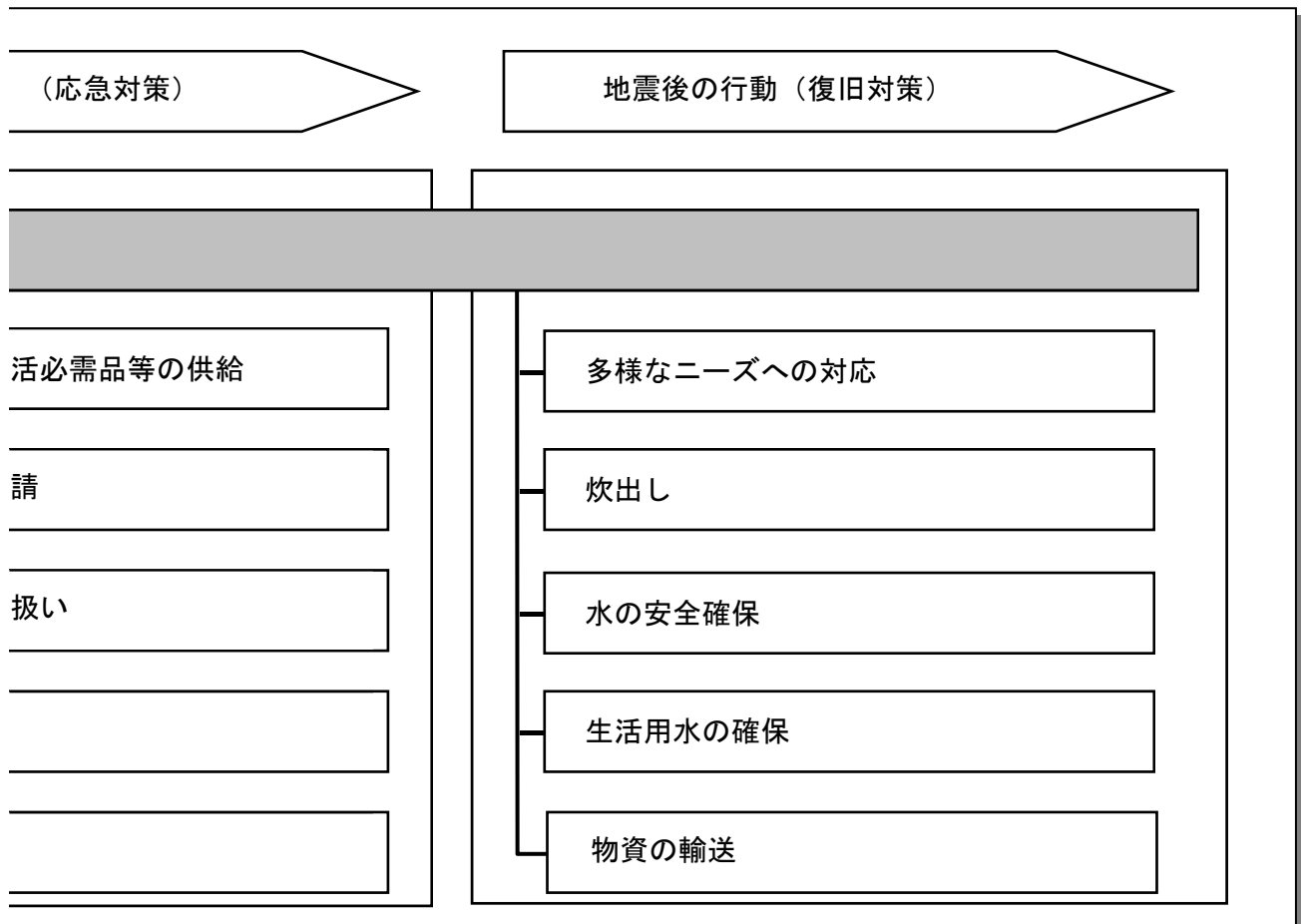
## 輸送対策の推進

### 第3節 対策の方向性

備蓄物資の確保が必要  
や子どもなど多様なニーズに  
等の確保が必要  
急給水体制の確立が必要  
時協定締結推進が必要  
所確保，地域内輸送拠点の確  
，民間倉庫事業者・集配業者  
要  
，輸送手段の確保，拠点の管  
が必要

- 新被害想定に基づき備蓄物資を確保，特に，女性・乳幼児・高齢者・障害者等の個別ニーズへの対応
- 資器材等の調達体制の整備，資器材取扱事業者との災害時協定の締結を推進
- 都水道局による応急給水施設の整備
- 地下水を利用したろ過システムの整備
- 備蓄物資・支援物資の保管場所，輸送拠点の確保
- 物資輸送体制の構築

- 要配慮者等個別のニーズへの対応
- 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築



## 第1節 現在の到達状況

### 1 食料・水・生活必需品等の確保状況

(総務部総合防災安全課・環境部)

食料備蓄は、避難所となる29箇所（市立全小・中学校及び大町スポーツ施設）の備蓄コンテナに、主食となるアルファ米を9,900食ずつ備蓄している。避難所以外の防災備蓄倉庫を含めると、アルファ米約34万食分を備蓄している。また、補助食としてクラッカーや要配慮者に配慮したお粥、粉ミルク等も備蓄している。

飲料水は、市と東京都水道局との連携により、市内3箇所の浄水所及び1箇所の給水所における応急給水体制の確保が図られており、4箇所で約1万8千m<sup>3</sup>の応急給水のための水量が確保されている。また、備蓄コンテナや防災備蓄倉庫にてペットボトル水を約4万8千ℓ分備蓄している。さらに、ろ水機を全小・中学校の備蓄コンテナに配備している。その他、市では、市内6箇所に設置した震災用流水式タンク等により給水活動の体制整備に努めている。

生活用水は、避難所29箇所に浅井戸の設置が完了している。

生活必需品は、従来の一般的な備品だけでなく、要配慮者のための必需品の整備にも努めている。

応急対策資器材は、発電機、投光機、防水シート、仮設トイレ等を配備しているほか、災害発生後の各地区における救出・救護のための救出救護資器材（リヤカー、担架、救急医療品、スコップ、ツルハシ、ジャッキ等）も配備している。

- 食糧の確保
  - ・アルファ米等は避難者数のおおむね3日分を確保。調布市米穀商組合、マインズ農業協同組合、東京多摩青果株式会社と食料品等の提供について災害協定を締結
- 飲料水
  - ・ペットボトル水備蓄、市立全小・中学校の受水槽に緊急遮断弁設置、ろ水機を市立全小・中学校に配備、深井戸による飲料水提供に係る協定（東京慈恵会医科大学付属第三病院）
- 生活用水
  - ・避難所となる29箇所に浅井戸設置
- 生活必需品
  - ・避難所設置の備蓄コンテナのほか、市内各地の防災備蓄倉庫に保管

### 2 備蓄スペースの確保及び輸送拠点の整備状況

市は、避難者用備蓄物資等の災害対策資器材を保管するため、小・中学校等29箇所に備蓄コンテナを配置し、12箇所に防災備蓄倉庫を設置している。

また、支援物資等の受入れを行うため、都は、物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を整備し、市は、地域における物資の受入れ、配分等の拠点として地域内輸送拠点の整備を進めている。

その他、地震や風水害時の速やかな災害防止、復旧作業の円滑化を目的に、土のう等の資器材を備蓄する資材倉庫を市内4箇所に設置している。

- 備蓄コンテナ29箇所、防災備蓄倉庫12箇所、資材倉庫4箇所
- 地域内輸送拠点
  - ・大町スポーツ施設
  - ・小島町防災倉庫

### 3 輸送体制の整備状況

市は、輸送体制の整備のため、東京都トラック協会多摩支部と災害協定を締結している。

石油燃料の安定供給については、都が石油燃料の安定供給のため、石油連盟、東京都石油商業組合及び石油製品販売事業者との間で石油燃料の安定供給に関する協定を締結している。

また、市は、平成29年に、市内に店舗を構える5つのガソリンスタンドとの間で、災害時における石油燃料の供給に関する協定を締結している。

○ 輸送体制確保

- ・東京都トラック協会多摩支部と災害協定締結
- ・ガソリンスタンド5箇所と災害時における石油燃料の供給に関する協定を締結

## 第2節 課題

### 【調布市関連の被害想定】（出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書）

被害項目		想定される被害（調布市関連）			
（調布市）		避難人口	避難生活者数	疎開者人口	ケース
避難者数	東京湾北部地震	29,272人	19,027人	10,245人	冬18時風速8m/s
	多摩直下地震	33,913人	22,043人	11,870人	冬18時風速8m/s
	元禄型関東地震	48,995人	31,847人	17,148人	冬18時風速8m/s
	立川断層帯地震	8,352人	5,429人	2,923人	冬18時風速8m/s
上水道断水率		（元禄型関東地震で最大）52.3%（調布市）			
帰宅困難者数		約471万人（都内全域）（うち多摩で約92万人） （東京都市圏外からの流入者を含まず）			

※ いずれも、被害が最大のケースを表示している。

### 1 食料・水・生活必需品等の確保に向けた課題

首都直下地震等による東京の被害想定に基づいた備蓄物資の確保が必要である。また、体の不自由な要配慮者や食事制限者、子ども、男女の違いなど、住民の多種多様なニーズに配慮した食料・生活必需品を確保することも必要となる。

飲料水については、地震により水道施設が被害を受けた場合、一刻も早く通常の給水を再開するため、被害箇所の復旧とともに、復旧までの間の応急給水により必要な飲料水等を確保する必要がある。

また、災害時に防災拠点を担当する文化会館たづくりでの飲料水等の確保や市民への給水拠点も必要である。

生活必需品等の調達体制を充実させるため、事業者との災害時協定の締結を進める必要がある。

### 2 備蓄スペースの確保及び輸送拠点の整備

市の備蓄スペースが不足しており、備蓄コンテナ・倉庫の増設等、備蓄物資の保管場所の確保が必要である。

また、災害発生時に迅速かつ的確に被災者へ物資を届けるためには、新たに整備していく倉庫及び輸送拠点の整備が必要である。

### 3 輸送体制の整備

災害発生時の物資輸送を的確に行うためには、支援物資等を受入れる輸送拠点の管理運営体制の確立にはじまり、物流事業者等と連携を強化するとともに関係者間の情報の共有化や

連絡体制を整備し、発災時における円滑な物資輸送を行う必要がある。輸送拠点では、物資の積替えや仕分け、各避難所等への配布方法、輸送手段の確保、燃料の確保などの管理運営業務だけでなく、道路の状況確認、輸送路の確保状況などの市災害対策本部との情報共有も必要となる。

輸送拠点における管理運営には、専門的なノウハウが必要であるため、民間の物流事業者等の活用を視野に入れ、協力体制を検討していく必要がある。

### 第3節 対策の方向性

---

#### 1 食料・水・生活必需品等の確保

##### ○ 食料・生活必需品等の確保

都と市を合わせて、おおむね3日分の食料・生活必需品等の確保に努める。また、女性・乳幼児・高齢者・障害者等の個別ニーズへの対応を図る。

都や物販事業者（小売事業者等）との連携強化等により、様々なニーズに対応できるよう、事業者との災害時協定の締結を進めるなど、調達体制の強化を図る。

##### ○ 水の確保

市では、東京都が整備する災害時給水ステーション（給水拠点）、応急給水栓での給水体制について、地域住民と連携した円滑な給水活動ができるよう体制を整備していく。

また、災害時の本部機能を担う施設での水の確保や、災害時給水ステーション（給水拠点）から遠い地域等への対応方法についても整備する。

生活用水の確保としては、避難所29箇所（市立全小・中学校及び大町スポーツ施設）に浅井戸を設置しており、維持管理に努めていく。

#### 2 備蓄スペース及び輸送拠点の整備

各避難所の備蓄コンテナの計画的増設を図るとともに、新たな倉庫の設置等、備蓄スペースの確保を進める。

地域内輸送拠点として、東部の大町スポーツ施設（大型拠点倉庫）、中央部の小島町防災倉庫のほか、西部、南部、北部、への拠点整備を行っていく。

#### 3 輸送体制の整備

輸送体制の整備として、輸送拠点や防災備蓄倉庫から各避難所等への物資配布の方法の確立、物資の集配・拠点ほかの管理運営、燃料の確保を図り、また、道路の状況の確認、輸送路の確保など、災害発生時における円滑な物資輸送を可能とする体制を構築する。

また、民間の物流事業者等の協力を得るため、協定等の締結を行っていく。

## 第4節 到達目標

### 1 発災後3日分の備蓄の継続確保と要配慮者等に配慮した備蓄の推進

災害発生後3日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、市と都は役割分担を整理したうえで、災害発生後3日間で必要となる食料・水・生活必需品等を備蓄などにより確保する。また、備蓄にあたっては、高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮した食料・生活必需品の備蓄を推進する。

- 新被害想定に基づいた備蓄物資の確保
- 備蓄物資 食料3日分の確保
- 飲料水 ペットボトル水備蓄及び地下水ろ過システムによる自己水の確保を行うとともに、概ね半径2キロの範囲で給水可能な体制を構築する。

### 2 女性・要配慮者等個別ニーズへの対応

多様な避難者（女性・乳幼児・高齢者・障害者等）の個別ニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との新たな連携等により、調達体制の強化を目指す。

### 3 備蓄コンテナ，防災備蓄倉庫，地域内輸送拠点等の確保

各避難所の備蓄コンテナを計画的に増設するとともに、新たな倉庫の設置等備蓄スペースを確保する。

地域内輸送拠点として、東部の大町スポーツ施設（大型拠点倉庫）、中央部の小島町防災倉庫のほか、西部、南部、北部への拠点整備を行う。

### 4 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

地域内輸送拠点での物資の受入れ・仕分け・積替え等の荷捌き作業を、民間の物流事業者等のノウハウを活用し、円滑に進める体制を構築する。

また、物資輸送のオペレーション体制を再構築し、災害発生時において、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を迅速かつ的確に行えるようにする。

- 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築
  - ・輸送拠点の管理運営（支援物資の荷捌きや各避難所等への物資配布方法等）
  - ・輸送手段の確保
  - ・燃料の確保
  - ・道路の状況確認，輸送路の確保状況 など

## 第5節 具体的な取組

### 【予防対策】（地震前の行動）

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| 1 食料・水・生活必需品等の確保     | 3 輸送車両等の確保 |
| 2 備蓄スペースの確保及び輸送拠点の整備 | 4 燃料の確保    |

#### 1 食料・水・生活必需品等の確保

（総務部・環境部）

市は、市民等に対し、在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）を周知啓発する。

市は、多様な被災者のニーズを考慮しながら、備蓄品の整備を行うとともに、事業者等との協定により多様な物資等の確保体制の充実を図る。特に食料、飲料水、生活必需品は、最大避難想定人数の3日分を目処に製品の確認を行いながら確保する。

なお、現在保管スペースが不足していることから、機能性を有しつつ効率的にストックできるものや、災害発生以降の市民生活に即対応でき、避難所環境を向上させる資材等について、今後とも研究・検討を進めていく。

##### (1) 食料の確保

食料は、各小・中学校の備蓄コンテナや市内12箇所にある防災備蓄倉庫にアルファ米、クラッカー、高齢者・乳幼児用のお粥や粉ミルク等の備蓄を進めている。さらに、生鮮食品の供給体制を確保するため、米穀商組合、マインズ農業協同組合、東京多摩青果株式会社と協定を締結しているほか、市内のスーパー・小売店等と連携を進め、食料品の提供等について協定の締結していく必要がある。

##### ア 米穀・生鮮食品等の確保

調布市米穀商組合、マインズ農業協同組合、東京多摩青果株式会社等との協定によって確保する。

##### イ 高齢者等に配慮した備蓄

高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、お粥等の備蓄を進めていく。

##### ウ 食事制限者に配慮した備蓄

食物アレルギーのある避難者がいる可能性に考慮し、アレルギー対応食の備蓄を進めていく。

##### エ 乳幼児の粉ミルク

乳幼児向け粉ミルクについては、最低量の保存を市が行う。

なお、必要とする水についてもあわせて保存する。

##### (2) 飲料水・生活水の確保

飲料水については、都水道局と連携し、市内3箇所の浄水所及び1箇所の給水所における応急給水を行うとともに、各避難所にて、飲料水用給水槽の備蓄を進めている。

また、災害発生直後の避難所においても、飲料水の供給ができるよう備蓄コンテナ及び防災備蓄倉庫にてペットボトル水の備蓄も進めていく。

災害時の防災拠点を担う文化会館たづくりにより地下水ろ過システムを設置し飲料用の水を確保するとともに、市民への給水拠点とする。

生活用水については、避難所29箇所に整備済の浅井戸から適切に供給できるよう、維持管理に努めるとともに、住民への周知を図る。



(3) 生活必需品の確保

生活必需品は、毛布、肌着、紙おむつ、衛生用品等の日常生活に最低限必要な物資の確保を行っているほか、季節の特性に考慮し、扇風機や暖房器具等の備蓄も行っている。

また、高齢者・障害者・乳幼児・女性など、様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意していく。これらのニーズに関しては、多種多様となることが予想されるため、ホームセンター等の多品目取扱事業者との災害時協定締結を視野に入れ、推進する。

(4) 各種マニュアルの作成

ア 食料及び生活必需品等供給マニュアルの作成

市総務部は、食料及び生活必需品供給活動に関するマニュアル（食品等の調達→集積所）を作成しておく。

市生活文化スポーツ部は、食料及び生活必需品供給活動に関するマニュアル（食品等の集積所→被災者）を作成しておく。

イ 給水マニュアル等の作成

市環境部は、給水活動に関するマニュアルを作成しておく。

2 備蓄スペースの確保及び輸送拠点の整備

(総務部)

(1) 備蓄スペースの確保

備蓄場所の不足に対応するため、今後は公共施設の建替や改修に伴う倉庫設置や防災拠点の整備などを行い、避難所となる学校の余裕教室の活用なども含め、備蓄スペースの確保を進めていく。

資料編 54：防災備蓄倉庫

資料編 55：大型拠点倉庫（地域内輸送拠点）

資料編 56：災害応急対策資材倉庫

資料編 57：備蓄品一覧（避難所・避難所以外）

(2) 輸送拠点の整備

避難所等へ備蓄物資等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を指定し、都福祉保健局に報告する。

地域内輸送拠点として、大型拠点倉庫を市内東部、西部、南部、北部、中央部に各1箇所ずつ整備を図るとともに、民間の物流事業者等の施設活用を図る。

避難所として指定した学校等での備蓄スペースの確保に努める等、分散備蓄を進めるよう努める。

【輸送拠点】

広域輸送基地	国・他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域輸送拠点等への積替・配送等の拠点。多摩広域防災倉庫，トラックターミナル，ふ頭，空港など。調布市内では，東京都調布飛行場が該当
地域内輸送拠点 (大型拠点倉庫)	市区町村の地域における緊急物資等の受入，配分，避難所への輸送等への拠点。市内東部，西部，南部，北部，中央部の5地域に整備を予定 【東部】大町スポーツ施設，【中央部】小島町防災倉庫

### 3 輸送車両等の確保

#### (1) 車両の調達

市災害対策本部が輸送手段として必要とする車両については、原則として各部保有の車両を一時的に災対総務部管財班が管理し、その運用を調整し配車するものとする（各部の保有車両及び調達可能数は、資料編58のとおり）。

市保有の車両で不足が生ずる場合は、協定先の東京都トラック協会多摩支部をはじめ、関係機関に対し車両の供給を要請するとともに、必要に応じ市内業者から車両を調達する。

#### (2) 車両の供給の要請

市災害対策本部において所要車両の調達が不能になった場合は、都財務局へ調達あっ旋の要請をする。

#### (3) 車両の手配

##### ア 配車基準

総務部管財班は市保有車両及び調達車両の配分、転用等について、災害の状況に応じた車両の運用計画を樹立する。

災害時における災対各部に配分する車両は、あらかじめ定めておく。

##### イ 配車請求

各部において車両を必要とするときは、次の事項を車両調達請求書に明示し、総務部管財班へ請求する。

- ・車種
- ・台数
- ・日時及び引渡場所

##### ウ 車両運行等の記録

総務部は、配車車両の輸送記録、燃料の受払及び修理費等について記録し、その事務完了後は直ちに本部長へ報告する。

#### (4) 緊急通行車両等の確認

（調布警察署・総務部）

警戒宣言発令時及び震災時には、地震防災応急措置及び災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限され、この規制措置のもとで大規模地震対策特別措置法施行令第12条に基づく緊急輸送車両及び災害対策基本法施行令第32条の2に基づく緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させることとなる。

このため、地震防災応急対策及び災害応急対策に従事する緊急通行車両等であることの確認を、調布警察署長が行う。

確認を受けた車両使用者には、標章及び証明書を交付する。

##### ア 事前届出

（総合防災安全課）

震災発生時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両は、調布警察署に事前届出を行い、「緊急通行車両等事前届出済証」が交付されている。

震災発生時は、「届出済証」を提示することにより、確認に係る審査を省略し、緊急通行車両等の標章及び確認証明書が交付される。

- 資料編 58：各部車両所要数量一覧表
- 資料編 59：輸送記録簿
- 資料編 60：燃料及び消耗品受払簿
- 資料編 61：修繕費支払簿
- 資料編 62：車両，舟艇調達請求書
- 資料編 63：緊急通行車両等の種類

#### 4 燃料の確保

(総務部)

市は、緊急通行車両等への優先的な燃料供給が図れるよう、市内事業者との「災害時における石油燃料の供給協力に関する協定」及び都が石油連盟（製造・卸業）及び東京都石油商業組合（小売）等と締結している「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」に基づき、燃料供給の受入れ体制等について市内事業者・都と調整していく。

さらに、災害時に一般車両が給油所に殺到することを抑制するため、日頃から車両の燃料を満タンにする「満タン運動」を展開し、自家用車等の燃料の日常備蓄を促進していく。特に庁用車については、日頃から残量チェックを行い、残量が半分程度で給油を行うよう呼び掛けている。

## 【応急対策】 (地震直後の行動)

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| 1 食料・水・生活必需品等の供給 | 4 輸送車両の確保 |
| 2 物資の調達要請        | 5 燃料の供給   |
| 3 義援物資の取扱い       |           |

### 【主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期		即時対応期	復旧対応期
市			<ul style="list-style-type: none"> <li>○各避難所からの情報収集</li> <li>○関係機関への応援要請</li> <li>○炊き出し用米穀等の買い付け</li> <li>○各避難所への食料の供給</li> <li>○備蓄資材の配送</li> <li>○救援物資の受入れ及び配送               <ul style="list-style-type: none"> <li>○食料の炊出しの実施 →</li> <li>○飲料水・生活用水の供給 →</li> <li>○関係機関への応援要請 →</li> </ul> </li> </ul>	
都福祉保健局		<ul style="list-style-type: none"> <li>○備蓄倉庫の被害状況確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都備蓄倉庫から備蓄品の搬送 →</li> <li>○関係局への食料調達要請 →</li> <li>○事業者等への調達要請 →               <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域搬送基地の開設 →</li> <li>○ストックヤードの開設 →</li> <li>○他県市からの受入れ →</li> </ul> </li> </ul>	
都生活文化局			<ul style="list-style-type: none"> <li>○生協連への加工食品等の調達・要請 →</li> </ul>	
都産業労働局			<ul style="list-style-type: none"> <li>○米穀・副食品等の調達・要請 →</li> </ul>	
都中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各市場災害対策連絡会設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各市場の被害状況確認</li> <li>○生鮮食料品の在庫調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生鮮食料品の調達・要請 (在庫品の放出要請) (他県市場への応援要請) →</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産地への出荷要請</li> <li>○広域輸送拠点業務</li> </ul>
都水道局			<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急給水の実施 →</li> </ul>	

## 1 食料・水・生活必需品等の供給

災害発生後、市は都など関係機関と連携して、食料・水・生活必需品等の確保及び迅速な供給にかかる応急活動を実施する。

特に、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料・水・生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

### (1) 食料の供給

(総務部・市民部・生活文化スポーツ部・子ども生活部・福祉健康部・教育部)

震災の発生によって、食品の流通機構は混乱状態になることが予想されるので、平常時から災害用食料を備蓄するほか、緊急に食料を即時調達し得る措置を講じておく。

#### ア 食品給与基準

##### (ア) 災害救助法適用前

市の責任において実施する被災者に対する食品等の給食の基準は、災害救助法適用後において適される給食の基準を準用する。

##### (イ) 災害救助法適用後

災害救助法施行細則に規定する被災者用食品給与限度額以内とする。

#### イ 食料の供給

被災者への食料の供給は、避難所等において災害救助法に定める基準に従って行う。

炊出し等の体制が整うまでの間は、市備蓄の食料等を支給する。

道路啓開が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、米飯等による炊出しを行う。炊出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。炊出し等による食品等の給与の実施が困難な場合は、都福祉保健局に応援を要請する。

備蓄物資として都福祉保健局が市内に事前に配置してあるもの（アルファ米等）は、都福祉保健局長の承認を得て市が輸送し被災者に給与する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告する。

##### (ア) 給食の順位

被災者に対する給食は、原則として高齢者、障害者、児童等の要配慮者を優先して実施する。

具体的な順位については、避難所運営マニュアル、食料及び生活必需品供給活動に関するマニュアル等に従って実施する。

##### (イ) 給食の範囲

被災者に対する給食は、主として避難所収容者を対象として実施するが、必要に応じて在宅被災者に対しても実施する。

##### (ウ) 給食の記録及び報告

各避難所で実施する炊出し及び食品の配布については、避難所責任者等が随時その状況を市災害対策本部に報告するとともに、炊出し給与簿（資料編64）により活動状況を記録する。

### 資料編 64：炊出し給与簿

## (2) 水の供給

(環境部)

市は、震災時における被災者の生命維持に不可欠な飲料水の確保について、都水道局と連携して的確かつ迅速な応急措置を講ずる。

### ア 応急給水活動

#### (ア) 応急給水施設での応急給水

次の応急給水施設において、応急給水を実施するものとする。

浄水所、給水所等の災害時給水ステーション（給水拠点）においては、水道局が給水器材を設置し、市が市民への給水を行う。

流水タンク及びその他の施設については、市が給水器材の設置及び市民への給水を行う。

なお、飲料水は被災者自らが容器を持参し、応急給水施設に出向いて給水を受けることを原則とする。

#### 【応急給水施設】

区分	施設名等	所在地
浄水所・給水所	仙川浄水所	仙川町3-6-27
	上石原浄水所	上石原1-34-7
	調布西町給水所	西町717
	深大寺浄水所	深大寺南町5-56-1
流水タンク	品川通り下	菊野台2-34
	調布中学校	富士見町4-17-1
	第四中学校	若葉町3-15-1
	布田小学校	染地1-1-85
	第一小学校東側	小島町1-9
	神代中学校	佐須町5-26-1
その他	文化会館たづくり西館	小島町2-33-1
	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市泉本町4-1-1

#### (イ) 臨時の応急給水施設

配水管、給水管の復旧状況に応じて、消火栓からの路上給水を実施する。臨時の応急給水施設を設置するときは、周辺住民に対して十分な広報を行ってから実施する。

#### (ウ) 避難所への応急給水

避難所への応急給水は、施設に設置されている受水槽の積極的利用や備蓄しているペットボトル水の提供、及び避難所応急給水栓を活用した応急給水等で対応する。

これ以外に、給水車その他の車両等により、避難所へは巡回輸送を実施する。給水車等からの水は、備蓄している飲料水用給水槽を利用し受水する。

#### (エ) 医療機関等への応急給水

病院等医療機関や福祉施設等から緊急の給水要請があった場合は、車両等により応急給水を行う。

- (オ) 自衛隊への支援要請  
必要に応じて、応急給水活動のため、自衛隊への支援要請を行う。

#### イ 給水基準

震災時の飲料水の確保は、生命維持に必要な最小限の飲料水として、1人1日当たり3リットルを基準とする。

#### (3) 生活必需品等の供給

(総務部・市民部・生活文化スポーツ部・子ども生活部・福祉健康部・教育部)

被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）は、備蓄のほか常に取扱業者と連絡のうえ、市が調達可能数量を把握し、震災時に速やかに搬出できるよう、日ごろから救援物資の事前配置又は集荷できるよう計画しておく。

市において供給が困難な場合は、知事に応援を要請する。

備蓄物資として、都福祉保健局が市内に事前に配置してあるもの(毛布、敷物等)は、都福祉保健局長の承認を得て市区町村が輸送し被災者に給(貸)与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを考慮し、適切な供給に努める。

#### ア 生活必需品等の備蓄体制

市は、家屋の倒壊、焼失等により生活必需品を失った被災者保護のため、毛布・肌着セット等を備蓄する。

#### イ 生活必需品等給与基準

##### (ア) 災害救助法適用前

市の責任において実施する被災者に対する生活必需品等の給与の基準は、災害救助法適用後において適される給与の基準を準用する。

##### (イ) 災害救助法適用後

災害救助法施行細則に規定する被災者用給与基準に基づいて実施する。

#### ウ 生活必需品等の配布等

##### (ア) 配布する品目

被災者に配布する品目は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内で行う。

- ・寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- ・外衣（洋服、作業着、子ども服等）
- ・肌着（シャツ、パンツ等）
- ・身廻品（タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル、かさ等）
- ・炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- ・食器（茶碗、皿、はし等）
- ・日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、ゴザ等）
- ・光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等）

##### (イ) 配布の順位

被災者に対する配布は、原則として高齢者、障害者、児童等を優先して供給する。

(ウ) 配布の範囲

被災者に対する配布は、主として避難所収容者を対象として実施するが、必要に応じて在宅被災者に対しても実施する。

なお、被災者が他からの寄贈等により日常生活に特に不自由しないと認められる者については、他の被災者との均衡を考慮した措置をとるものとする。

## 2 物資の調達要請

(総務部・生活文化スポーツ部)

市は、食料・水・生活必需品等の供給に必要な量を調達することとする。ただし、必要に応じて、災害情報システム(D I S)への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

### (1) 食料の調達体制

#### ア 米穀の調達

市は、調布市米穀商組合との協定を活用する。

これによってもなお不足する場合は、都福祉保健局に要請する。

#### イ 弁当の調達

市は、食料確保の一手段として、弁当の調達体制についても整備する。

### (2) 副食品、生鮮食品の確保

米飯給食に必要な副食品や調味料、生鮮食品等は、市内業者、農家等から市が調達する。なお、生鮮食品は、マインズ農業協同組合、東京多摩青果株式会社との協定も活用する。これによってもなお不足する場合は、都福祉保健局に要請する。

### (3) 生活必需品等の調達体制

市は、被害の状況及び避難所収容者数に基づき必要数量を把握し、速やかに市内又は近隣市の業者から生活必需品等を調達する。この際、同一規格かつ同一価格のものを購入するよう努める。

市の調達量に不足があるとき、または調達不可能な場合は、都福祉保健局に物資の調達を要請する。

## 3 義援物資の取扱い

(総務部・福祉健康部)

市は、都福祉保健局と連携し、義援物資の取扱いについて、避難所の収容状況や生活必需品等の物資の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受入先等調整などの対応を行う。ただし、下記中央防災会議最終報告を参考に、小口、混載の支援物資の抑制を図る。

※平成24年7月31日の中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告

「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」



#### 4 輸送車両の確保

(総務部)

輸送手段として必要とする車両については、原則として各部保有の車両を一時的に災対総務部管財班が管理し、その運用を調整し配車する。

市保有の車両で不足が生ずる場合は、関係機関に車両の供給を要請するとともに、必要に応じ市内業者から車両を調達する。

また、他市及び関係防災機関から車両の供与があったときは、集中的に受入れを行う。

所要車両が調達できない場合は、都財務局へ調達あっ旋を要請する。

#### 5 燃料の供給

(総務部)

市は、給油の必要が生じた場合、「災害時における石油燃料の供給協力に関する協定」に基づき、市内事業者に給油を依頼する。

また、災害発生時に都が締結している「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」に基づき燃料供給を受けられるよう、都と連携・調整していく。

## 【復旧対策】（地震後の行動）

1 多様なニーズへの対応	4 生活用水の確保
2 炊出し	5 物資の輸送
3 水の安全確保	

### 1 多様なニーズへの対応

（総務部）

市は時間とともに変化する避難者のニーズを把握し、ニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、物資の配布方法についても配慮する（生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど）。

市は、必要な物資の確保のため、都による広域的支援を要請し、事業者と連携した調達体制を整える。

企業、団体からの大口の義援物資について、上記の調達体制の中で受入れを検討する。

### 2 炊き出し

（市民部・生活文化スポーツ部・福祉健康部・教育部）

震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊出しにより給食を行う。

市において、被災者に対する炊出しその他による食品等の給与が困難な場合は、都福祉保健局に応援を要請する。

### 3 水の安全確保

（環境部）

市は保健所等が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

ライフライン復旧後は、住民が環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

### 4 生活用水の確保

（環境部・市民・事業者）

市は、避難所が断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で生活用水を確保する。

市民・事業者は、それぞれの事業所・家庭等で断水した場合には、汲み置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保する。

### 5 物資の輸送

（総務部・生活文化スポーツ部・環境部）

食料や生活必需品等の輸送に関しては、市がその方法について定めるとともに、地域内輸送拠点指定して、都福祉保健局に報告し、その地域内輸送拠点で受入れた物資を避難所等へ輸送する。

#### ○ 食料・生活必需品等の集積及び輸送

生活文化スポーツ部は、各方面から輸送されてくる食料や生活必需品等を、地域内輸送拠点等で受入れて分類し、環境部と連携しながら、計画的に各避難所等に輸送する。